

令和8年度答申第3号  
令和8年4月24日

諮問番号 令和7年度諮問第149号（令和8年3月9日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号の規定に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていな

い賃金)があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主(賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。)が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。)8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。
- (3) 賃確則9条2項は、上記(2)の認定を申請しようとする者は、同項1号から5号に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る事業主の事業(賃確法7条の事業をいう。)からの退職の日においてその者が使用されていた事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、当該事業主の住所地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない旨規定し、同条4項は、同条2項の申請書の提出は、退職の日の翌日から起算して6月以内に行わなければならない旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) B社(以下「本件会社」という。)の労働者であった審査請求人は、令和4年12月16日に懲戒解雇(以下「本件解雇」という。)されたことから、本件会社を被告として労働契約上の権利を有する地位にあることの確認等を求める訴訟を提起していたところ、令和6年9月4日、C地方裁判所は、審査請求人が、本件会社に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認し、本件会社に、審査請求人に対し、賃金等の支払を命じる判決をした。

(審査請求書、C地方裁判所令和6年9月4日判決)

- (2) 審査請求人は、令和6年10月18日、退職日を同年4月25日とし、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定を求

める本件認定申請をした。

(認定申請書)

- (3) 処分庁は、令和7年6月30日付けで、本件認定申請につき、「基準退職日は事業場の労働者全員が離職し、事実上事業活動を停止したと認められる令和5年3月31日となり、申請期限（基準退職日から6ヶ月）を経過しているため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

(不認定通知書)

- (4) 審査請求人は、令和7年9月12日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和8年3月9日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

本件不認定処分の取消しを求める。

- (1) 審査請求人は、申請期限内である令和6年9月9日に、A労働基準監督署（以下「本件労基署」という。）の担当者に対し、立替払事業の利用申請の意思があることを申し出ている。

しかし、本件労基署の担当者は、審査請求人の退職日の調査を行ってからという理由で、審査請求人に認定申請をさせず、本件労基署から認定申請書（様式）が交付された令和6年10月16日の時点では、既に申請期限を徒過していた本件では、審査請求人に落ち度があったとは到底いえない。

- (2) 令和6年9月4日、C地方裁判所は、本件会社が審査請求人に対して行った本件解雇処分を無効とし、控訴されなかったため、判決は確定した。したがって、令和4年12月16日に遡って、労働契約関係は継続していたこととなった。

- (3) 本件不認定処分では、本件会社の他の従業員らが退職した令和5年3月31日以降事業を継続する見込みがなくなったとして、同日を審査請求人の退職日と認定しているが、本件会社の従業員が退職しても、法人格が存続している間は、事業継続は可能であり、これが不可能になったとまでの事情は見当たらない。

- (4) 本件労基署の担当官は、審査請求人の退職日は本件会社が解散した令和

6年4月25日以前であると認識していたからこそ、同日から6月を経過する前の同年10月16日に代理人弁護士に対して、認定申請書（様式）をメール送信したものである。

審査請求人が退職日を令和6年4月25日として本件認定申請をしたのは、本件労基署の担当官からの上記指示を受けたからである。

(5) 弁明書には、処分庁が、本件会社の実質的経営者からのヒアリング結果を根拠として審査請求人の退職日を認定した旨が記載されている。

しかし、本件会社は、審査請求人が内部告発したと疑い、事実確認をしないまま感情的な反応で審査請求人を本件解雇し、その後、不正が発覚すると事業をたたみ、形を変えて別の事業者として同じ業務を行っている。

審査請求人の本件解雇が無効と判断される契機となった内部告発の対象者である本件会社の実質的経営者に対して、処分庁から趣旨を明らかにして調査を行えば、審査請求人に不利な回答をすることは火を見るよりも明らかであり、処分庁の調査は、言わば泥棒に戸締りを依頼するようなものであり、客観性のある根拠によって認定されたとは到底いえない。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

1 本件においては、審査請求人が、立替払事業の利用の意思は明確に、申請期限内である令和6年9月9日に処分庁に対し明示されている旨等を主張していることから、処分庁が「申請期限（基準退職日から6ヶ月）を経過しているため」として本件認定申請を不認定とした本件不認定処分の適否について判断する必要がある。

2 審査請求人は、立替払事業の利用の意思は令和6年9月9日には処分庁に対して明示されており、当該日は認定申請の期限内であったことを前提として、この他縷々主張している。

この点について、実質的に本件会社の業務指示を行っていた者からの聴取書によれば、要旨、「事業活動ができなくなり、令和5年1月以降、労働者は徐々に退職していき、同年3月31日には最後の労働者が退職、同日をもって、本件会社の事業活動は停止した。」旨申述している。これについて、処分庁が、D公共職業安定所から取得した、被保険者資格取得喪失状況の記録を記す書面によれば、確かに、記録上も令和5年3月31日までに労働者全員が離職したことが認められる。

また、当該聴取書によれば、要旨、「令和5年4月以降は、申述人と代表

理事が本件会社の清算手続を進め、年齢や事業閉鎖に至る経緯を鑑みると事業再開は考えず、再開のために必要な手続や活動は一切行っていない。労働者は雇用していない。」と述べており、当該申述に不自然・不合理といえる点は認められない。

以上の事情を勘案すると、本件会社の事業活動停止日が令和5年3月31日であるとした処分庁の判断は妥当であり、同日以降に労働者が就労する余地があるとはいえず、審査請求人の退職年月日が同日を超えることはないのは明らかである。

したがって、審査請求人の退職日は令和5年3月31日とすることに誤りがあるとはいえず、本件認定申請は令和6年10月18日であるところ、仮に同年9月9日の段階で申請を受理したとしても、賃確則9条4項に規定する退職の日の翌日から起算して6月以内に提出しなければならないという要件を満たしているとはいえない。

- 3 なお、審査請求人は、要旨、令和6年9月9日に認定申請の意思表示を行っているにもかかわらず、これを受理することなく、処分庁から、認定申請書の提出の指示があったのは、申請期限後の同年10月16日になってからであり、処分庁から、退職日の調査を行ってからという理由で認定申請をさせず、その後に認定申請書（様式）を交付した時点では既に申請期限を徒過していたような本件において、審査請求人に落ち度があったとは到底いえない旨申し立てている。

この点について、処分庁は、令和7年12月16日付けで審理員から回答を求められた質問に対し、要旨、「令和6年9月9日に来庁した審査請求人及び代理人弁護士（以下「審査請求人等」という。）から、未払賃金立替払事業の利用意思を窓口相談の冒頭において一旦確認したが、窓口において事実関係を確認する中、審査請求人等は解雇の妥当性について事業主と民事上トラブルとなっているものの、当該事業場が令和5年12月付けで清算している旨を申し立てていたため、この場合、認定申請の期限が令和6年6月となる可能性が高くなり、審査請求人等が来署した同年9月9日時点において、既に認定申請期限を経過し、認定要件に該当しないおそれがあったため、その旨、審査請求人等に説明を行い、同日においては労働基準法（昭和22年法律第49号）104条1項に基づき賃金不払い事案の申告として受理し、以後、事実関係の調査を行った。事実確認を行う過程において、令和6年4月25日付けで法人登記簿が清算終了となっていたことから、仮に当該日が

退職日となった場合、認定申請期限が同年10月25日となるため、処分庁職員は、念のため、同月16日付けで代理人弁護士に認定申請書を提出するよう伝え、同月18日付けで同申請書を受理するに至ったものであるが、更に調査を進めた結果、退職日は令和5年3月31日と評価し、本件不認定処分に至ったもの。」であるとして、必要な制度と期限の教示を行い、仮に退職日がずれ込んだ場合に備えて、しかるべき案内を行い、当該日を退職日とした場合の申請期限内に当該申請書を受理しているため、当該申請手続について瑕疵があったものとは認められない旨回答している。

また、審査請求書別紙には、令和6年9月9日に処分庁にて「（審査請求人等は、）すでに監理機関としての認可が取り消されていることは伝達した」等の記載が認められ、同日の状況では本件会社の事業の実態が不明であったもので、その後の調査により、本件会社は、令和5年12月31日に解散登記、令和6年4月25日に清算終了登記との事実が判明し、申請期限内の申請になり得る可能性が認められたことから、同年10月16日、処分庁から審査請求人に連絡したという経緯で、本件認定申請受理後、調査を進めていく中で、退職日が令和5年3月31日であると判明したものである。こうした経緯を勘案すると、処分庁の一連の対応が不合理であったとするまでの根拠は見受けられない。

- 4 以上のとおり、本件不認定処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求人には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

- 2 本件不認定処分の違法性又は不当性について

- (1) 賃確法7条及び賃確令2条1項4号の規定に基づく認定を受けるためには、当該認定の申請に係る事業主の事業を退職した者が、退職日の翌日から起算して6月以内に、所定の申請書を提出して申請しなければならない（賃確則9条2項及び4項）ところ、本件においては、審査請求人が令和6年10月18日に退職日を同年4月25日として本件認定申請をしたのに対し、処分庁は、審査請求人の退職日を令和5年3月31日と認定し、本件認定申請は退職日の翌日から起算して6月以内に行われていないとして本件不認定処分をしたことから、処分庁が認定した上記退職日（令和5

年3月31日)は妥当か否かが問題となっている。

- (2) 審査請求人は、C地方裁判所に訴えを提起して本件解雇の無効を主張し、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認と賃金の支払等を求めていたところ、令和6年9月4日に、本件解雇は解雇事由に相当する事実が認められず無効である等として、審査請求人が本件会社に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する等の判決がなされた。

賃確法にいう「退職の日」とは、契約期間の満了、当該労働者による退職の意思表示、解雇等により労働契約が終了した場合のほか、労働契約の終了事由が明確に認められなくとも、企業等が事実上倒産して事業活動を廃止し、その結果労働者の就労が不可能となった日も含まれるものと解される。このように解釈しないと、事実上の倒産状態が発生した後も、解雇あるいは退職の意思表示がない限り雇用関係が継続することになって、長期間にわたり労働者が賃確法上の立替払制度を利用し得ることになり、さらに、労働者の意思により、保護を受ける賃金の範囲を選択することも可能となってしまい、未払賃金の立替払制度の趣旨を逸脱してしまう。

したがって、本件会社が事実上倒産して事業活動を廃止し、その結果労働者の就労が不可能となったと認められれば、その日をもって審査請求人の退職日とすることになる。

- (3) 処分庁は、審査請求人の退職日を令和5年3月31日と認定しているところ、本件においては、以下の事実が認められる。

ア D公共職業安定所長の処分庁からの照会に対する回答(本件会社に係る事業所別被保険者台帳照会)によれば、本件会社の従業員は、令和4年12月から順次社会保険の被保険者資格を喪失しており、最後の従業員が被保険者資格を喪失したのは、令和5年3月31日であり、最終離職年月日が同日とされている。

イ 実質的に本件会社の業務指示を行っていた者は、本件労基署の聴取に対し、おおむね次のとおり申述している(令和7年2月17日付け実質的に本件会社の業務指示を行っていた者の聴取書)。

本件会社の従業員は、令和5年1月以降徐々に退職していき、同年3月31日に最後の労働者が退職した。この時点で活動はできなかったので、同日をもって本件会社の事業活動は停止した。同年4月以降は、労働者を雇用しておらず、自身や本件会社の代表者が清算手続を進めていた。自身の年齢や事業閉鎖に至る経緯を考えると、事業を再開することは考えなか

ったので、再開のために必要な手続や活動は一切行っていない。

ウ 審査請求人は、本件会社の従業員が退職した令和5年3月31日以降も、本件会社の法人格が存続している間は、事業継続は可能であり、本件会社は形を変えて別の事業者として同じ事業を行っているなどと主張するが、これを裏付ける資料等は審査請求人からは提出されておらず、一件記録中にも見当たらない。

エ このほか、上記イの申述内容に疑いを差し挟む事情は見当たらない。

(4) 上記(3)の事実を照らすと、令和5年3月31日以降、本件会社には従業員がおらず、実質的に本件会社の業務指示を行っていた者と本件会社の代表者は清算手続を進めていたにすぎないので、事業活動を行っていたとは認められないことから、同日には、本件会社が事実上倒産して事業活動を廃止し、その結果労働者の就労が不可能になったといえる。

したがって、令和5年3月31日が、審査請求人の退職日であると認められ、本件認定申請(令和6年10月18日)は退職日の翌日から起算して6月以内にされていないこととなり、不認定処分は免れない。

(5) なお、審査請求人は、令和6年9月9日に、本件労基署の担当者に対し、立替払事業の利用申請の意思があることを申し出たにもかかわらず、本件労基署の担当者は、審査請求人の退職日の調査を行ってからという理由で、審査請求人に認定申請をさせず、本件労基署から認定申請書(様式)が交付された時点(同年10月16日)では既に申請期限を徒過していたから審査請求人に落ち度はないなどと主張する。しかしながら、上記のとおり退職日は令和5年3月31日であると認められるから、令和6年9月9日の時点においても審査請求人の退職日の翌日から起算して6月を経過しているため、上記審査請求人の主張を採用することはできない。

また、審査請求人は、退職日を令和6年4月25日として本件認定申請をしたのは、本件労基署の担当者から指示を受けたためであると主張するが、かかる主張を裏付ける証拠書類は見当たらず、審査請求人の主張を採用することはできない。

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれの主張も、上記の判断を左右しない。

(6) したがって、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問

に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一